

太田市下水道台帳図の閲覧及び写しの交付に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市下水道台帳図の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において下水道台帳図とは、太田市下水道事業等が管理する下水道管等（管の位置・深さ・管径・管種・公共ますの位置等）の埋設状況を示す下水道施設平面図であって、太田市下水道台帳図システム内に電磁的記録により記録されているものをいう。

(閲覧等の申請)

第3条 閲覧等の申請は、太田市下水道台帳図の閲覧・写し交付申請書（別記様式）に必要事項を記入し、下水道課に提出しなければならない。

(閲覧等の方法)

第4条 閲覧等の方法は、次の各号に掲げる閲覧等の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 下水道台帳図の閲覧 下水道台帳図を太田市下水道台帳図システムの映像面に表示し閲覧する方法

(2) 下水道台帳図の写しの交付 下水道台帳図を太田市下水道台帳図システムから用紙へ出力したものを手交により交付する方法

(写しの作成に要する費用の額)

第5条 下水道台帳図の写しの作成に要する費用の額は、A4版及びA3版1枚当たり10円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。

(費用の免除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、費用を免除することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体から公用に使用するため申請があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(資料の交付)

第7条 下水道台帳図の写しの交付は、費用の納入後に行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。